

答申 情第33号

平成27年12月11日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成27年7月10日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年6月10日付け環保第27-9号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

(1)平成27年6月1日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「相模原市役所が所有するすべての放射線測定器の台帳（機器メーカー名、型式、台数、購入日、金額、所有する課等）また校正台帳（校正日、校正検査した団体名、保証期間、証明書コピー等）」について、公文書の公開請求を行った。

(2)実施機関は、環境保全課所管部分について、公開請求に係る公文書を「環境保全課が所有する放射線測定器の台帳（品名、分類、取得年月日、価格、所属課名、購入先、仕様）」及び「環境保全課が所有する放射線測定器の点検・校正に係る報告書一式」と特定し、このうち個人の氏名及び印影を、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる」ため条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とし、平成27年6月10日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。

(3)平成27年6月29日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年7月10日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成27年8月17日付け意見書及び同年10月14日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

「個人の氏名及び印影は個人に関する情報であって…」とあるが、成績表は個人情報ではない。表紙を含め成績表全体として個人情報には当たらないので全てを公開すべきである。責任を明確にするためにも誰がやったのが重要である。

総務省が信書は個人情報ではないという見解を出していることを付言する。

#### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 対象となっている公文書について

ア 公開請求に係る公文書として特定したものは、「環境保全課が所有する放射線測定器の台帳（品名、分類、取得年月日、価格、所属課名、購入先、仕様）」及び「環境保全課が所有する放射線測定器の点検・校正に係る報告書一式」である。

イ 上記公文書のうち、「環境保全課が所有する放射線測定器の点検・校正に係る報告書一式」（以下「本件対象文書」という。）は、環境保全課が所有する放射線測定器（モニタリングポスト、ガンマ線シンチレーションサーベイメータ及びPA-1000）について、外部委託により点検・校正を行い、その結果が記載された報告書である。

ウ 放射線測定器ごとの本件対象文書の内容は次のとおりである。

- （ア）モニタリングポスト...点検報告書、所見、使用試験機材一覧、使用チェックソース一覧、各試験成績書、線量計設定一覧及び記録計設定一覧
- （イ）ガンマ線シンチレーションサーベイメータ...点検報告書、各検査成績書、各校正証明書及び各トレーサビリティ体系
- （ウ）PA-1000...表紙、校正証明書、校正作業報告書、トレーサビリティ証明書及び体系図、校正作業報告書並びにサービス報告書

##### (2) 非公開とした部分

本件対象文書のうち、点検報告書、各試験成績書、各検査成績書、表紙、校正作業報告書及びサービス報告書に記載された個人の氏名及び印影を非公開とした。

##### (3) 非公開とした理由

非公開とした個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当する非公開情報である。

また、放射線測定器に係る点検・校正については法令等による実施義務はなく、点検・校正を行う担当者に資格等は必要ない。さらに、点検・校正を行う担当者の氏名が一般に公にされているものではないことから、同号ただし書きアに該当せず、非公開としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、放射線測定器の点検・校正に係る報告書である。  
本件対象文書において非公開とされた情報は、別紙のとおりである。

### (2) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

#### ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

一方、同号ただし書きにおいて、「ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等(中略)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

#### イ 当審査会の判断

本件対象文書において非公開とされた情報は、別紙記載のとおり、個人の氏名及び印影である。個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるので、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書きアについては、法令等においても慣行としても、放射線測定器の点検・校正に関して、別紙記載の非公開とされた情報が公にされているあるいはされる予定であるとは認められないことから、該当しない。

また、同号ただし書きイについては、放射線測定器の事業者は明らかにされており、別紙記載の非公開とされた情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、該当しない。

さらに、同号ただし書きウについても、別紙記載の非公開とされた情報は委託業者の従業員等の情報であって、公務員等の職務の遂行に関する情報には当たらないことから、該当しない。

なお、異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### (3) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月10日	実施機関からの諮問
7月27日	実施機関からの理由説明書を受理
8月17日	異議申立人からの意見書を受理
8月25日	審議 実施機関からの意見聴取
10月14日	審議 異議申立人の意見陳述
12月 2日	審議

第2部会委員 高佐 智美  
岩崎 忠  
安永 佳代

別紙

本件対象文書において非公開とされた情報

放射線測定器の別	記載箇所等		非公開情報
モニタリングポスト	点検報告書	試験責任者	個人の氏名
		試験員	
		承認	個人の印影
		考査	
	作成		
各試験成績書	試験者	個人の氏名	
ガンマ線シンチレーションサーベイメータ	点検報告書	承認	個人の印影
		担当	
	各検査成績書	承認者	個人の氏名
		検査者	
	承認	個人の印影	
	担当		
PA - 1000	表紙	承認	個人の印影
		作成	
	校正作業報告書	試験者	
	サービス報告書	責任者C	個人の氏名
作業責任者名			